

設計業務監理者について

1 設計業務監理者の位置付け

条件付一般競争入札の試行を行うにあたり、委託成果品の品質や業務の迅速性を確保するため、一定の条件を満たす技術者を設計業務監理者として、入札参加資格要件の中に位置付けています。

1) 設計業務監理者とは

設計業務監理者とは、「宮崎県内で施工された公共工事に係る設計、計画又は監理に関し30年以上(大学又は高等専門学校を卒業した者にあたっては20年以上)実務の経験を有する者」と定めています。

2) 入札参加資格における設計業務監理者の役割

建設コンサルタント業務のうち、業務区分が設計及び設計の照査技術者として配置できることとしています。

建設コンサルタント業務のうち、業務区分が設計及び設計の業務について、宮崎県内に主たる営業所(本店)又は営業所に、技術士、国土交通省が認定した技術管理者、RCCM又は設計業務監理者のいずれかが常駐していることを求めています。

2 設計業務監理者として必要な実務経験の確認

条件付き一般競争入札において、設計業務監理者の実務経験年数を確認することは重要な事項です。

このため、その実務経験については技術者実務略歴書(別紙1)により確認を行うこととしています。

3 技術実務略歴の確認方法

宮崎県内で施工された公共工事に係る設計、計画又は監理に関し30年以上(又は20年以上)実務の経験を有したことを確認するための手続きは以下の方法によることとしています。

1) コンサルタント等の民間会社の従事者

コンサルタント等の民間会社の従事者は、公共工事に従事した業務を記載し、その積み上げにより、30年以上(又は大学等を卒業した者にあたっては20年以上)の実務経験を会社代表者の確認を要します。

2) 行政の土木系公務員

行政の土木系公務員は、公共工事に従事した業務を記載し、その積み上げにより、30年以上(又は大学等を卒業した者にあたっては20年以上)の実務経験を行政の代表者の確認を要します。

(問合せ先)

宮崎県 県土整備部

技術企画課 技術評価担当

電話：0985-26-7178

FAX：0985-26-7313